

令和3年1月8日

会館利用者の皆様へ

緊急事態宣言下における中身館の利用について(依頼)

川崎市中部身体障害者福祉会館 館長

令和3年1月7日(木)に政府から出された緊急事態宣言に伴い、神奈川県及び川崎市から、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、実施方針が示されました。これに基づき、当会館では、利用者の方の安全を確保するため、1月8日(金)から2月7日(日)までの間、以下のことをお願いすることになりましたので、連絡いたします。

- 1 会館は継続してご利用できます。但し営業時間は、平日と土曜日は9時から19時30分(従来は20時30分)になります。20時までに退出をお願いいたします。なお日曜日はこれまでどおりです。
- 2 引き続き「人と人との間隔の確保」「マスクの着用」「手洗い」「換気」など基本的な感染対策をお願いします。
- 3 感染症対策徹底のため、施設内で他の方と一緒に食事をとることや飲むことは控えてください。
- 4 発熱があるとき、体調がすぐれないときは、ご利用をご遠慮ください。
- 5 発声練習など大声を出すときは必ず換気をして下さい。対面で行う場合はパーテーションを設置してください。
- 6 部屋の利用人数は、引き続き定員の半数とします。
- 7 利用後、利用団体内で感染者、もしくはそのご家族で感染者が出た場合は、速やかに団体責任者及び中身館までご連絡ください。

皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。